

30 意識啓発・教育キャンペーンを通じた固定的性別役割分担意識の解消、教育及び現職教育の強化・教科書・教材の見直しについて

【教育及び現職研修の強化・教科書・教材の見直し】

- 公立の小学校等の教諭等の初任者研修や10年経験者研修等、各都道府県等が実施する研修による、学校教育関係者の意識啓発。
- 小学校、中学校及び高等学校学習指導要領(平成20年3月・平成21年3月改訂)における、男女の平等、男女相互の理解と協力に関する内容を引き続き規定し、学校において学習指導要領に基づく指導が行われるよう周知。改訂された学習指導要領に基づき編集された教科書の使用開始(平成23年度に小学校、平成24年度に中学校、平成25年度に高等学校(低学年))。
- 独立行政法人国立女性教育会館による、大学の教職員を対象とした、高等教育機関における教育・研究活動に係る研修の実施。

【意識啓発・教育キャンペーンを通じた固定的性別役割分担意識の解消】

- 独立行政法人国立女性教育会館による、ニュースレター、リーフレット等を介した男女共同参画の形成に資する情報配信や、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet(ウィネット)”」での、調査研究の成果や収集した資料・情報等の公開。

44 教育基本法への男女共同参画の推進の取入れ、教育政策を通じた就職・キャリア形成の機会の拡充、第3次基本計画での女性教員割合達成目標の引き上げ・促進について

【教育政策を通じた就職・キャリア形成の機会の拡充】

- 就職及びキャリア形成の機会の拡充について、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降において職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育成。
- 科学技術分野について、女子学生等の理工系選択者を伸ばすため、女子児童・生徒の理系分野への興味や関心を喚起する取組の実施。
- 独立行政法人国立女性教育会館による、管理職等を対象とした企業における女性の活躍促進のための研修の実施。

【第3次基本計画での女性教員割合達成目標の引上げ・促進】

- 「大学の教授等に占める女性の割合」の達成目標を30%に引き上げている。

【男女平等の推進の教育基本法への取り入れ】

- 平成18年に改正された教育基本法では、教育の基本理念として、男女共同参画社会への寄与を掲げることが重要であることから、男女の平等を重んずる態度を養うことを、「教育の目標」として第2条第3号に明記している。

50 性の健康に関する教育の推進について

【性の健康に関する教育の推進】

- 学習指導要領において、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的として規定し、指導に当たっては、児童生徒の発達段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮しつつ指導することとしている。また、指導が適切かつ効果的に実施されるよう、教職員を対象とした指導者講習会や研修会等開催の支援等を実施。